

対象事業所種別一覧（案）※介護区分

類型	サービス種別	光熱費	食材費	燃料費
通所系	通所介護	○	○	○
	地域密着型通所介護			
	認知症対応型通所介護			
	通所リハビリテーション			
多機能型	小規模多機能型居宅介護			
	看護小規模多機能型居宅介護			
入所施設・ 居住系	介護老人福祉施設			
	地域密着型介護老人福祉施設			
	介護老人保健施設			
	介護医療院			
	特定施設入居者生活介護			
	地域密着型特定施設入居者生活介護			
	認知症対応型共同生活介護			
	短期入所生活介護（空床型を除く）			
	養護老人ホーム			
	軽費老人ホーム			
訪問・相談系	訪問介護	—	—	
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護			
	夜間対応型訪問介護			
	訪問看護			
	訪問入浴介護			
	訪問リハビリテーション			
	居宅療養管理指導			
	居宅介護支援			

- ・各介護予防サービス、介護予防・日常生活支援総合事業における「通所型サービス」、「訪問型サービス」及び「介護予防ケアマネジメント」の指定を受けたものも対象とする。
- ・同一建物・同一スペースで複数のサービス種別を実施している場合、いずれか一方の定員数のみ対象とする。
- ・光熱費種別に限り、介護保険法第 71 条第 1 項（同法第 115 条の 11 で準用する場合を含む。）により指定があったものとみなされる施設等は含まない。

対象事業所種別一覧（案）※障害福祉区分

類型	サービス種別	光熱費	食材費	燃料費
通所系	療養介護	○	○	
	生活介護			
	自立訓練（機能訓練、生活訓練）			
	就労移行支援			
	就労継続 A 型、就労継続支援 B 型			
	児童発達支援			
	放課後等デイサービス			
入所施設・ 居住系	障害者支援施設	○		○
	共同生活援助（介護サービス包括型、日中サービス支援型、外部サービス利用型）			
	短期入所（空床型を除く）			
	福祉型障害児入所施設			
	医療型障害児入所施設			
訪問・相談系 等	居宅介護	—	—	
	重度訪問介護			
	同行援護			
	行動援護			
	居宅訪問型児童発達支援			
	保育所等訪問支援			
	地域移行支援			
	地域定着支援			
	計画相談支援			
	障害児相談支援			
	就労定着支援			
	自立生活援助			

通所系サービスと入所施設（施設入所支援）を一体的に行っている場合は、通所系サービスのみ、もしくは入所施設のみの中からどちらかを選択して申請する。